

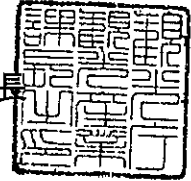


観 観 産 第 2 7 0 号

平成 2 8 年 8 月 1 6 日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長



時効処理等取扱要領の一部改正に係る周知について

標記について、法務省民事局商事課長より、関係機関への周知の依頼があり、一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人全国旅行業協会及び両協会非加盟の第1種旅行者へ別添のとおり情報提供しましたので、了知願います。

つきましては、各都道府県におかれましても、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会非加盟の第2種、第3種及び地域限定旅行者に対し、情報提供をして下さいますよう、よろしく願いいたします。